

時事新報は二年三月六十五日一日も休刊無し

# 時事新報

第二千九百二十六號  
明治廿四年二月十日 火曜日  
舊曆辛卯正月二日 (丙寅)  
出刊時間 午前六時三十分  
入刊時間 午後六時三十分  
月入金 六圓七角三分  
半年 三十三圓  
一年 六十六圓  
西曆一千八百九十一年

**時事新報定價**  
時事新報一年三百六十五日一日も休刊せず其代價  
送送料別掛左ノ如ク  
一、一次二圓○一月間金五十圓○三月間金一圓五十圓○六月間金五  
圓○一年間金十圓  
○時事新報發行所ニ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ  
郵料十五圓ノ送送料ヲ加ス  
**時事新報廣告料前金**  
一行五號活字廿四字時 一日限 六日迄 七日以上  
一行 二行 十二行 十一行 十行 十行五五

一行五號活字廿四字時	一日限	六日迄	七日以上
一行	二行	十二行	十一行
		十行	十行五五

各地方より時事新報の注文に付  
時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は送  
送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へ  
ずして唯だ注文のみを書面に止り本社に更に代價請求  
の端書を書き代金を受取るまで送送を差控へ居り候事  
にて雙方の不便あれば注文の時は必ず代價を添へて  
御申込被下度尤郵便切手代用は御断申上候  
代價を受取りたる時は直ちに新報を送送し其封名宛  
の傍に何月何日と記入致し候れば右の月日迄で新報  
の代價送送料共納済候に付別に受取書は不送申出候左  
様御承知可被下候

## 時事新報

### 今日の米價は相當の相場なるべし

一昨年の米作に凶と告げて米價に奔騰したる以來相  
場は重角重騰に漲れて動搖浮沈常ならず爲りに一般  
社會に異常の變と興へたるのみか米價自身さへ其目  
安を失して殆んど一箇年間洋中孤舟を遺るの感あ  
らむたり幸にして昨年の豊作により漸く其奔騰を止め  
て舊冬以來次第に下落の運に向ひたれども四千萬石以  
上の收穫ありしと云ふ近年稀有の豊作に比しては案外  
にも下落の足取運々緩慢なるが爲り相場の見込も今尙  
は一定の標準を得ずして強弱各々見る所を異にし其云  
ふ處者しき懸隔ある中にも今の米價は尙ほ高價たる  
を死れず早晩必ず舊來の標準價即ち五圓内外の相場を  
見るに至り初めて沈着すべしと大體の米相場にして  
圖氣に傾くもの如くあれども我輩の所見を以てすれ  
ば未だ容易に此圖氣に同意を奏すべからざるのみか  
取て相場を述べれば今日の米價も既に至當の相場  
と謂したるものにして今後異常の出来事なき限りは著  
るしき高低を見るべきなる可しと竊に信するものあり  
其大體如何に云ふに過ぎる間米價は五圓内外と  
異りして其相場を異にするより世人は見て以て我  
國米價の標準を定めたるもの如くあれども之を  
昨年圖理の標準に比し以て相場價貴の割合に比較  
するときは第一其標準價に幾ばきを得ずか、昨  
年相場上の標準を見るに當初相場の高き初りたるは  
幾より不作の聲に驚かされて人氣の騒ぎ立ちたるに  
あらずいかなれども相場の高き初りたるに人の注意  
も疎からずして諸國の陸續評定を加ふるに随ひ何時し  
か古來の相場したる事實も顧れ各地郵便供給の上にも

著るしき變遷ある次第を發見して一事の發見は更に人  
心の恐慌を強め其都度昂騰の勢を助成して實際不作の  
損害は左迄おらざるも遂に二倍以上の暴騰を顯したる  
ものからん之れが爲り商人が米價に關する新智識を得  
たるは決して少小からざるべく又是迄隠れて顯れざり  
し米勢の真相を益に發したるものと亦明白あるべし左  
れば従前我國の米價を五圓内外と定めたる標準は畢竟  
世人が米勢を度外視したる間違にして久しく商賈社會  
に忘れられたる米價が國ならずも一昨年不作の風潮に誘  
はれ始めて其真相を現はして恰も多年安相場を冤を伸  
ばしたるものと云ふ可き然らざれば如何に古來の減  
少を告げられたらば一昨年の不作は僅かに二割内外を  
出でざるに倍以上の騰貴を見るの理由あるべく又之  
を繼新以後物價騰貴の上より見るも諸物價は何れも幾  
割の騰貴を顯し黄金の如きも亦相當の割合を以て進み  
たるに米價のみ獨り従前の位に居據りて進むことを得  
ざりしとは甚だ不當の商況にして一時の相場を見るの  
外ある可らず故に今舊時の間違を間違として實際米價  
の標準は尙ほ上位にあるものありと所見を定めて倍  
昨年騰貴の度合を見るときは事理頗る明瞭にして二倍  
以上の騰貴も決して怪しむに足らず本年の米價が四千  
萬石以上も收穫ありしと云ふ豊年の後を受けて尙ほ六  
七圓の間に根據を据え絶て下落の景色を見せざるも亦  
謂れなきにあらざるを知る可し我輩は先年中の安直を  
一時の變相ありと断定して今の米價は不當の相場な  
らざるを信するものあり況んや内外交通の頻繁なる年  
一年と其度を進めて物價は次第に各國の平均を得ん  
とするの傾向ある今日米價も亦世界の相場にして一國一  
隅に特別の價位あるも大勢の許さざる處あるに於て  
をや近時外國米價の道も開けて米價の騰貴を抑へる  
の傾きなきにあらざれども是れとて世界の相場に左右  
せらるるが故に法外の高直を見ざる以上は流入の道も  
あかるべく何れにしても異常の事變あるに非ざれば  
假令へ多少の小動も亦飛び放れたる高低を顧す  
如きは先づ無しと云ふて可からんか今の相場を尙ほ高  
しとして舊時の安直を回想して之に懸するが如きは  
或は米勢の真相に通せざるものと云ふ可きか

## 官

○司法省告示第二十五號  
金澤地方裁判所管内大野寺區裁判所ニ於テ左ノ期日ノ  
通民事裁判ヲ取扱フ  
三月 七月 十一月 各十日間  
明治廿四年 二月 七月  
司法大臣伯耆大木喬任

## 日本軍艦土耳其行紀事

十二月廿一日ボートサイに於て 野田正太郎  
土耳其海軍大佐アリ リアベイは我々を出迎の爲めに  
來らざりしあり否亦出迎の爲めに來りたれども君士但  
丁堡に導く爲めに來らざりしあり君士但丁堡と去るも  
と百三十哩、マルマチール海峡の入口ある土耳其の古

都ペシカに我軍艦を導き此所にて遭難者を受取らんが  
爲めに來りしあり借も意外ある説突然ある説艦中の將  
率は之を聞て憤然變遷に立んと欲し同行の土耳其人  
は之を聞て憤然怒りて泣きんと欲す、今其故を述るに  
當りて請ふ先づアリ リアベイの人の爲りを説かん  
アリ リアベイは今の土耳其海軍大臣ハサンパシャの  
女孺にしてイオザンタン(Yozantın)御召艦にして完全速力  
一時間十八哩半)の艦長あり年正に卅有八前長く色白  
く眼光の炯々たるは以て其殊々たるを示し口元の  
唇と薄りたるは以て其優柔ならざるを現はせり余一日  
之を其旅館に訪ひ土耳其軍艦沈没の事より兩陛下の御  
憐愍を初め日本人が懲罰措く能はざりし次第を述べ  
即ち其義捐金を携へて貴國に赴く由を告げたるに大佐  
は云ふ度おどに感激の色を現はし口を開て深く日本の  
厚意を謝する其様子に君士但に君士但からず又君士但  
層層折りし微笑を帯びて敢て切迫せず附拂つて泰  
然たるが如くなれども而かも禮節の優美を失はず嘗て  
美佛米の諸國に在りしとて能く諸國の語に通じ滑か  
る英語を以て滔々と辨するさ同同行土耳其人の比に非  
ず國勢衰頹の土耳其國、尙此好男子あるかと疑思ふ程  
あり聞くマルトロールと共に殺せし土耳其大使海軍  
少將オスマンパシャの夫人も亦海軍大臣ハサンパシャ  
の女にしてアリ リアベイもオスマンパシャと比して幾  
らざる間柄ありと、左れば大佐此度我軍艦の出迎を  
命せられたるは此邊の意味もあらんか其熱々其人と  
爲りより察するに大佐は必ず土耳其海軍中の俊英にし  
て特に抽んでられて日本軍艦の應援委員となりしもの  
ならん更にも角にも一塵の人物として疑なきもの如

斯る土耳其海軍大佐アリ リアベイは兩艘のボート  
セツパに着するや否や先づ比敵に來り田中艦長に面會  
して遭難者遺体の請詞も濟み借其言ふ所を聞くに  
爰に余の云ふに忍びざる事あり之を云へば我土耳其  
の國辱を辱すと同感あるが故に云ふに忍びざるあり  
況んや又遙々我遭難者を護送せられたる其厚情比類  
ある方々の前に於てをや之を云ふは我身を切らるる  
より辛らけれども我海軍大臣は余を召して此事を日  
本軍艦に傳ふ可き命じられたれば今思ひ切て申す可  
し其は他に非ず去る千八百五十六年即ちクリ ャ  
隊後の巴里條約以來他國の軍艦をマルマチール海峡  
に入らしめざるものとありしが其後皇族さどの召さ  
れたる軍艦に限り特に土耳其皇帝の意を以て此海峡  
を通過せしめたるに猶く歐洲諸國の注目を得し此  
禁益々堅く相成れり厚情無二の日本軍艦を君士但丁  
堡の灣上に案内し親呼して之を迎へたきは萬々あれ  
ども事情右の如くにして思ひの儘からず我海軍大臣  
が貴艦をマルマチール海峡外のペシカに導けと命じ  
たる所以あり此所にて我艦卒を受取れと命じたる所  
以なりペシカには艦艇を離して艦中の諸君を差支さ  
く君士但丁堡に送り遊覽見物すべし御心の儘にす可  
し多崎海上は晴み余水先案内たらん無難の段は情を  
酌みて慎重にも高免われ  
と述べ終りたる辨否は爽かなれども倍面白き挨拶に非  
ず如何にも其方の事情は左もあらんかれども此方にも  
亦君士但丁堡に行かねばならぬ事情あり田中艦長は色  
を正して曰く  
余は國書を奉じ來れり殊には我天皇陛下より土耳其

## 皇帝陛下

中綱常  
剛の君  
と述ふる  
を帯びら  
其趣を我  
時間内に  
てアリ  
三十名二  
左舷の方  
し立歸り  
間内に來  
二月二十  
如何せん  
○山田伯  
れて商法  
に病氣の  
ならず全  
よるもと  
聖意の  
したるに  
一旦はは  
其後任は  
に入りて  
伯を訪ふ  
はありた  
心を融解  
意に對し  
に對する  
に既に支  
文の點は  
法の延期  
より施行  
く殆んど  
日之を容  
ものある  
ても尙ほ  
るものあり  
亦唯々之  
當るも詮  
難きもん  
しても充  
の事件に  
たるもと  
○東洋の  
申す迄も  
て辭職す  
に病氣に  
氣は免も  
去るもと  
大臣を始  
必ず病に  
の風土病  
のは同僚  
きものば  
るもとわ  
西南の艦  
其變症を